



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	「三莫齋囑書録」に見られる日高秩父の揮毫活動
Author(s)	石井, 健
Citation	東京学芸大学紀要 第5部門 芸術・健康・スポーツ科学 , 56: 143-150
Issue Date	2004-10-29
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2309/2940">http://hdl.handle.net/2309/2940</a>
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

「三莫齋囑書録」に見られる日高秩父の揮毫活動\*

石井 健  
(書道)

はじめに

近代の日本書道史を振り返ったとき、日下部鳴鶴(一八三八—一九二二)や比田井天来(一八七二—一九三九)に代表される、いわゆる書壇を中心に活躍した書家の業績や作品については、展覧会の開催や作品図録の刊行、雑誌記事などによって紹介されることも多く、その人物や作品についての研究も、わずかずつではあるが蓄積されてきている。しかしながら、書壇で活躍した書家のそれに比べ、明治・大正期の学校教育における書キ方手本や習字手本を執筆した書家についての研究は、現在に至るまで、ほとんど手がつけられていないといつてよい。

そのような状況のなかで、筆者は、平成十五年六月より、十数回にわたり、明治・大正期における『尋常小學書キ方手本』、『尋常小學國語書キ方手本』の執筆者である日高秩父(一八五二—一九二〇)が残した、明治・大正期の書キ方教育及び習字教育に関する肉筆・印刷資料及び作品類について整理・調査する機会に恵まれた。

明治・大正期における『尋常小學書キ方手本』(図1)、『尋常小學國語書キ方手本』(図2)の執筆者として知られる日高秩父については、手近にある書道辞典<sup>(2)</sup>などを見ても、栃木県の出身であること。明治期を代表する書家の一人で

ある長三洲に師事し、顔真卿を基調とした書風で一家を成したということ。内大臣秘書官、東宮御学問所御用掛、宮中顧問官などをつとめ、『尋常小學書キ方手本』、『尋常小學國語書キ方手本』を揮毫した人物であるというようなことが、ごく簡単に記されるだけで、それ以上の詳しい事績はほとんど知られていない。

日高秩父が残した千数百点に及ぶ明治・大正期の書キ方教育、習字教育に関する資料や作品類は、日高秩父自身の揮毫による国定書キ方手本やその他の習字手本類、それらの原稿や草稿、石碑や墓石の拓本や草稿、作品やその草稿、書籍の題字や表紙・扉といった現在では筆耕として分類されるもの、日記、手紙、揮毫の手控えなど、その内容は多岐にわたり、当時の書道や書キ方教育、習字教育の様相を知る上での第一級の資料と言えよう。筆者は、今後、これらの資料について、順次、調査・研究を進めて行く予定であるが、本稿では、その手始めとして、日高秩父が揮毫の手控えとして残した「三莫齋囑書録」を取上げ、日高秩父の揮毫活動の一端を明らかにしてみたい。

一、日高秩父の略伝

日高秩父は、日高秩父君碑陰記<sup>(3)</sup>などの史料によると、江戸時代末の嘉永五年(一八五二)、現在の栃木県栃木市に生まれている。秩父の父の頼長は、日向

国、現在の宮崎県東諸郡本荘町の出身で、青年時代に日向国から下野国に移り住んでいる。明治二年（一八六九）には、父・頼長が明治政府の太政官主記に任官してあり、したがって、これより以前には、一家で東京に移り住んでいたものと推測される。

その後、秩父は明治八年（一八七五）に出仕した陸軍省をふりだしに、奈良県、東京府、宮内省と転任を重ねながら官吏としての生活を送る。ちなみに秩父が陸軍省に出仕する前年の明治七年（一八七四）には、師の長三洲が宮内省習書御用掛、すなわち明治天皇の習字の先生となっている。

明治三十三年（一九〇〇）には、梨本宮家令、三十六年には内大臣秘書官となり、侍従も兼任するようになった。また、この年には、『尋常小學書キ方手本』が刊行されている。さらに明治四十年（一九〇七）には、内大臣秘書官に加え、小松宮家令、梨本宮御用掛となっている。

大正三年（一九一四）になると、学習院初等科を終えた皇太子<sup>11</sup>後の昭和天皇のために設けられた東宮御学問所の御用掛となり、皇太子時代の昭和天皇に習字の指導を行っている。

大正七年（一九一八）には、いわゆる「ノメクタ本」として知られる『尋常小學國語書キ方手本』が刊行された。大正九年（一九二〇）、宮中顧問官に就任するものの、病気のため、この年の四月十九日、内大臣秘書官在任中に六十八歳でその生涯を終えている。

図3は、日高秩父の肖像写真である。写真館で撮影したものと思われ、椅子に腰掛け、大礼服に身を包み、胸には数多くの勲章をつけている。内大臣秘書官という日高秩父の役職を、あるいは、宮廷書家、官僚書家といった日高秩父の性格を端的に示す肖像写真といえよう。

## 二、内大臣府官制に見られる秘書官の職務

ここで、日高秩父が十七年間にわたりつとめていた内大臣秘書官の職務について、内大臣府官制（明治四十年皇室令第四号）によって確認しておきたい。

### 内大臣府官制（明治四十年皇室令第四号）

第一条 内大臣府に於てハ御璽國璽ヲ尚蔵シ及詔書勅書其ノ他内廷ノ文書ニ

関スル事務ヲ掌ル

第二条 内大臣ハ親任トス常侍輔弼シ内大臣府ヲ統轄ス

第三条 内大臣ハ所部職員ノ叙位叙勲其ノ他進退に關スル事項ニ付テハ之ヲ

宮内大臣ニ移牒スヘシ

第四条 内大臣府ニ左ノ職員ヲ置ク

秘書官長

秘書官

屬

第五条 秘書官長ハ一人勅任トス文書ノ事ヲ掌理スル

第六条 秘書官ハ專任三人奏任トス文書ノ事及庶務ヲ分掌ス

第七条 屬ハ六人判任トス庶務に従事ス

附則

一 本令ハ明治四十一年一月一日ヨリ之を施行ス

二 明治十八年太政官達第六十八号及明治二十三年宮内省達第二十三号ハ之ヲ廢止ス

（傍線は筆者）

これによると、第一条に記されるように、内大臣府の職務は、御璽、国璽の保管・管理と詔勅その他、皇室にかかわる文書事務であり、天皇を政治的に輔弼する役目を果たしていた。内大臣府には、内大臣の下、秘書官長が一名、秘書官が三名、<sup>5)</sup>屬が六名おり、日高秩父は、明治三十六年から大正九年に亡くなるまでの十七年間、秘書官として内大臣府に勤務した。また、第六条には、内大臣秘書官の職務として、文書の取り扱いと庶務があげられているが、内大臣秘書官としての日高秩父の主な職務は、詔勅や皇室にかかわる文書の起草や揮毫、皇室にかかわるさまざまな庶務、天皇が行幸する際の随行、御璽や国璽の押印などであった。

内大臣秘書官は、通常、宮中にある内大臣府に出勤・執務したが、天皇が軍の演習や地方の視察、避暑や避寒などで行幸する際には、秘書官が交代で随行したようである。また、内大臣府には宿直勤務があつたことも日記の記述からうかがい知れる。加えて、日高秩父は、内大臣秘書官のほか、梨本宮や小松宮の家令、御用掛も兼任していたため、皇室、皇族に仕える官僚として非常に多忙な毎日を送っていたことが推測される。したがって、先述のような、詔勅の揮毫や皇室の庶務にかかわる揮毫など、本来の職務による揮毫以外のいわゆる書家としての揮毫は、内大臣秘書官としての勤務の無い休日、もしくは勤務を終え帰宅した後に行っていたものと考えられる。

三、「三莫齋囑書録」に見られる日高秩父の揮毫活動

日高秩父は、人から依頼を受けて揮毫したものについて、依頼者や紹介者の氏名、揮毫の内容、数量、揮毫日などを詳細に記した手控えを残している。この揮毫に関する手控えは、明治三十八年に記されたものから、亡くなる年の大正九年に記されたものまで、現在、十二冊が残されており、いずれも手帳大の小さなノートを利用している。使われているノートの種類はさまざまで、表題も、年代の古いものには、「潤筆」「備忘録」と書かれたものもあつて一定しないが、大正に入ってから記されたものは、おおむね「囑書録」の三字が記されていることから、総称して「三莫齋囑書録」と呼ぶことにする。

図4～6は大正五年から翌六年にかけて記された囑書録で、幅が九・八センチメートル、高さが十五・八センチメートルほどの、小さなノートである。表紙には、「三莫齋」、「大正五年九月起囑書録」の文字が毛筆で記され、その下にはペン書きで「六年九月終」と書き入れられている。すなわち、大正五年九月から、翌大正六年九月までの一年間の囑書録に依頼による揮毫の記録であることを示している。

ところで、表紙に記された「三莫齋」は、日高秩父の室号である。その出典は詳らかではないが、「三莫」の由来と考えられる「事来莫放、事去莫追、事多莫怕」の十二文字を印文にした朱文印の印影が残されており、「三莫」が「事来たらば放つ莫かれ、事去らば追う莫かれ、事多くともおそるる莫かれ」の三

つの「莫かれ」に由来することがうかがい知れる。

「三莫齋囑書録」を記すのに使われた筆記具は、鉛筆や万年筆、小筆とページによつて様々で、その時々座右で用いていた筆記具で記したものとと思われる。「三莫齋囑書録」の記録の仕方を見ていくと、はじめに揮毫を依頼した人物、あるいは紹介した人物の氏名を記し、次に揮毫したものの内容や形式を記し、その下に揮毫した数量、揮毫した日付を記している。数量と日付の間に記された印は、揮毫が完了したという印と考えられ、時折見られる「印や 印、×印を二つ重ねたような印は、書き直し、あるいは揮毫する上で何らかの問題が生じたものに対してつけられたものと考えられる。

ここで、大正五年十月一日から三十一日までの一ヶ月間の揮毫活動について、「三莫齋 大正五年九月起 囑書録」(図5)によつて見ていきたい。それぞれの揮毫物の上につけたアラビア数字と矢印は筆者が説明の便宜上ほどこしたものである。

数量	内容	日付	備考
1	伏見宮御用 御太刀箱蓋 御厨囑	十月一日	
2	額 絹	十月一日	
3	額 條幅	十月一日	
4	有任氏囑 條幅 紬	十月一日	
5	文部省囑 高等小學修身書 女生用	十月三日	
6	宮田持參 修文館囑 徒然草 扉	十月三日	

( ) は現時点で判読不能の文字 数字 〓 筆者



	宮田持参			
	大倉書店			
33	佛教辞典	一		十月十七日
	金港堂			
34	中等修身教科書	一		十月十七日
	宮崎神社二奉納			
35	明治天皇教育勅語	二		十月十九日
	梨本宮御命			
36	天皇尊儀	一		十月廿三日
	宮内大臣囑 群馬縣			
37	彰忠碑 大	一		十月廿三日
	田中伯囑			
38	表忠碑 大	一		十月廿九日
	関 藏囑			
39	永井墓標	二		十月廿九日
	東宮御學問所			
	御習字本 下書			
40	清書	十八		十月卅一日

1は、伏見宮からの依頼による太刀の箱の蓋一点を十月一日に揮毫したという記述である。内大臣秘書官という職業柄、皇族や華族からの依頼が多く見られるのが日高秩父の揮毫の特徴の一つである。36も同様の揮毫と言えよう。

2と3は、御厨という人物から依頼された絹の扁額を一点、扁額と條幅を各一点揮毫したものである。3については揮毫した素材について注記がないので、恐らく画仙紙などの紙に揮毫したものと考えられる。

4は、有住という人物の依頼による絨の條幅を一点揮毫したという記述である。以下、9、24、28、31、32も同様の作品の揮毫である。

5は、文部省から依頼のあった国定教科書『高等小学修身書 女生徒用』の扉の揮毫である。日高秩父は、当時、文部省が発行していた国定教科書の表紙、扉などの揮毫も多く手がけていた。

6は、宮田という人物が持参した、修文館という出版社からの依頼による『徒然草』の扉である。これを持参した宮田という人物は、宮田六左衛門とい、江戸時代から代々つづく、木版刷りの版木の文字の彫師で、七世宮田六左衛門は『群書類従』『江戸名所図会』『集古十種』などの彫りを手がけている。ここに登場する宮田六左衛門は十世六左衛門で、日高秩父が揮毫した『尋常小学書千方手本』の版木の文字を彫ったのがこの十世宮田六左衛門である。その

ような関係からか、国定教科書をはじめとする書籍の題字、扉など、現在、いわゆる筆耕として分類されるもの多くは、宮田六左衛門が日高秩父に取り次いでいたようである。8、16、22、29、31も同様の揮毫である。

7は、櫛引成太という人物による箱書きの依頼である。高級官僚であり、書家としても著名であった日高秩父の名声を求めて、箱書きや書画帖などの題箋の揮毫を求める者も多く、15の画帖の題や、35の教育勅語の揮毫もこれに類するものである。

10は中根勇蔵という人物の依頼による墓標の揮毫である。日高秩父は墓標、墓石、墓誌などの揮毫も多く手がけていて、11、13、39がこれにあたる。

23は、「宮内省ヨリ十一月福岡ニ於ケル大本営 木標」とあり、これなどは本来の内大臣秘書官としての職務に近い揮毫と考えられよう。

37は、当時の波多野宮内大臣からの依頼による彰忠碑、38は明治三十年から四十二年まで宮内大臣をつとめた田中光顕伯爵からの依頼による表忠碑の揮毫である。日高秩父はこのような石碑の揮毫も多く手掛けていて、石碑の草稿、校正用の拓本、完成した石碑の拓本が大量に残されている。12の石燈籠も石造物への揮毫である。

40は、東宮御學問所で使用した習字手本の下書きと清書をそれぞれ十八枚ずつ揮毫したというものである。日高秩父は、大正三年に開設された東宮御學問所の御用掛となり、亡くなる大正九年まで、当時の皇太子後の昭和天皇に週一回の割合で習字を指導していた。

以上、「三莫齋 大正五年九月起 囑書録」によって、大正五年十月一日から三十一日までの一ヶ月間の日高秩父の揮毫活動について見てきたが、これらを順に数えていくと、十三日間で、四十件、合計七十三点もの揮毫を行っていることがわかる。

現代の代表的作家と呼ばれる書家たちが、公募展への出品を中心に、年間十〜二十点の作品を発表していることと比べると、内大臣秘書官としての勤務の合間に、これだけの点数の揮毫を行っていることは驚異的である。無論、現代の書家の作品制作への取り組み方と、日高秩父のそれとは大きな隔りがあるため、単純に同列に論じることはできないが、そのことを差し引いても、日高秩父の一ヶ月間の揮毫点数は相当な量であり、宮廷書家、官僚書家といった性格のほか、日高秩父の職業書家としての一面も垣間見られるのである。

おわりに

本稿では、「三莫齋 大正五年九月起 囑書録」に記された大正五年十月一日から三十一日までの一ヶ月間の囑書の記録をもとに、日高秩父の揮毫活動について検討をすすめてきた。「三莫齋囑書録」に見られる揮毫の記録と、現存の日高秩父揮毫による明治・大正期の書千方教育資料・習字教育資料及び作品類とを総合した結果、日高秩父の揮毫は、国定書千方手本や各種習字手本の原稿や草稿などのほか、條幅、扁額、屏風、扇子、画帖などの作品類、石碑、墓石、墓標、看板や、書籍の表紙、扉、題箋、題字、名刺、賞状、チラシなどの筆耕に類するもの、皇族や華族のための代筆や手本など、非常に多岐にわたることが判明した。

日高秩父が残した明治・大正期の書千方教育資料・習字教育資料及び作品類の特質は、実物資料と、それらを揮毫した際の記録、すなわち文献史料とが同時に残されている点にある。

これらの実物資料と、揮毫の記録である囑書録や日記などの文献史料とを比較検討することで、例えば『尋常小學國語書千方手本』の草稿の執筆から清書印刷、校正、刊行までの過程を解明したり、碑文の撰文、文字の割り付け、下書き、清書、字彫り、校正といった石碑の建立の過程を明らかにすることができる。

日高秩父に関する資料の整理、研究は、まだまだ端緒を開いたばかりだが、今後、継続的に整理・研究を進め、日本近代書道史の間隙を埋めていきたいと考えている。

注

- (1) ここでは明治維新(一八六八年)から太平洋終戦(一九四五年)までをさす。
- (2) 『書道辞典』(飯島春敬編、昭和五十年、東京堂出版)、『書道基本用語詞典』(春名好重編、中教出版)
- (3) 大東重善撰文、日高智子書。大正十年三月、谷中霊園(東京都台東区)内の日高家墓所に建立された「日高秩父 妻理起子之墓」の背面及び側面に刻されている。
- (4) 谷中霊園の日高家墓所に建立された「日高頼長之墓」の碑側に記された墓誌による。
- (5) 明治の官制における下級の補助文官。
- (6) 明治三十七年のものには「潤筆」、明治四十四年七月のものには「備忘録」とある。

(平成十六年六月三日受理)

\* A study of Calligraphic activity of Hiataka Chichibu in the Sanbokusai shokushoroku  
: Takeshi ISHII (Department of Calligraphy) (Received June 3 2004)

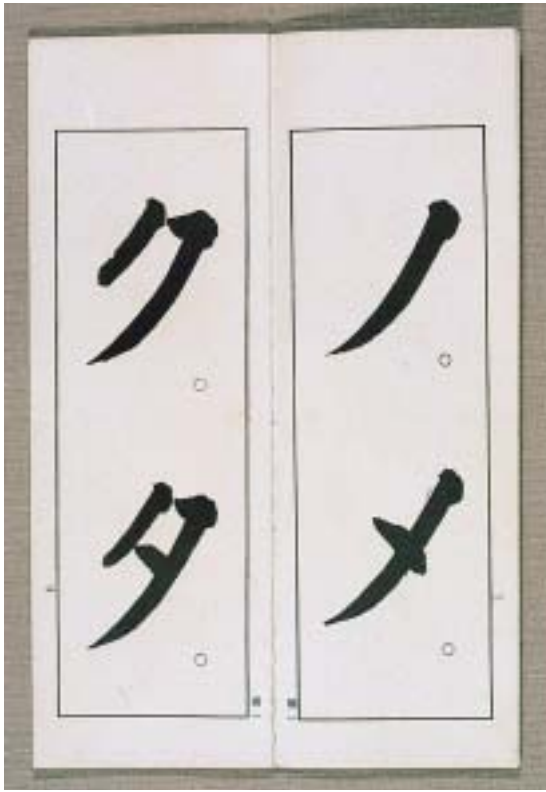


図2 『尋常小學國語書キ方手本 第一學年用』冒頭部分（大正七年）



図1 『尋常小學書キ方手本 第一學年用』表紙（明治三十六年）



図4 「三莫齋 大正五年九月起 囑書録」表紙



図3 日高秩父肖像写真



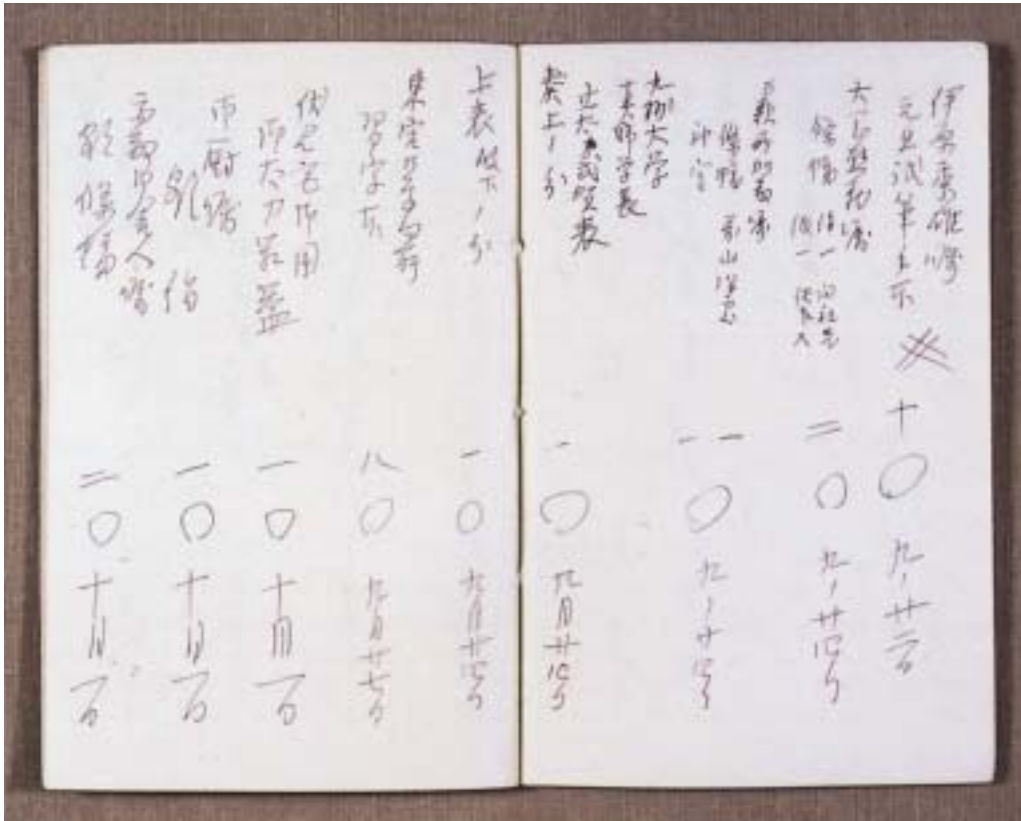


図5 「三莫齋 大正五年九月起 嘯書録」 九月二十二日 十月一日

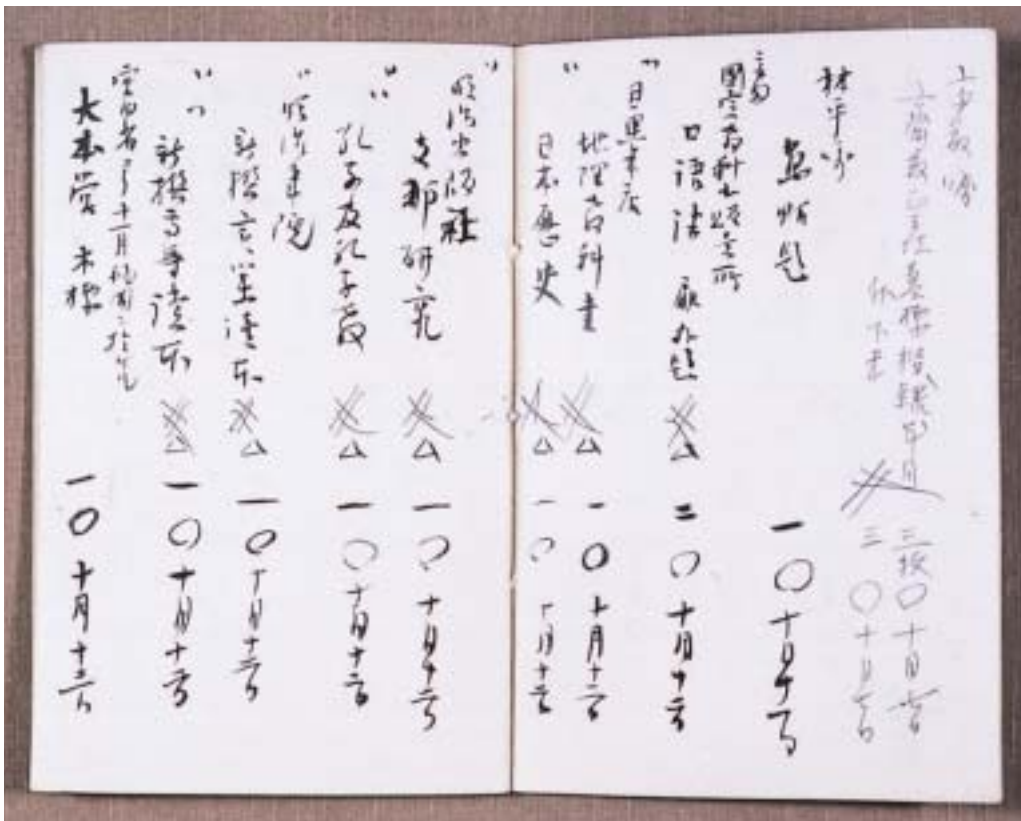


図6 「三莫齋 大正五年九月起 嘯書録」 十月七日 十三日